

令和2年12月10日

令和2年11月及び12月
感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金
(大阪市・府共同)
申請要項

令和2年12月
大阪市経済戦略局

～ も く じ ～

- 1 協力金の概要
 - (1) 趣旨
 - (2) 対象者（支給要件）
 - (3) 支給額

- 2 申請手続き等
 - (1) 申請書類
 - (2) 申請受付期間
 - (3) 申請方法及び注意事項
 - (4) 問合せ先

- 3 協力金の支給
 - (1) 協力金の支給の決定及び通知
 - (2) 協力金の支給

- 4 協力事業者の公表

- 5 支給決定の取消し及び協力金の返還

- 6 調査等への協力

- 7 その他

別表 申請書類について

1 協力金の概要

(1) 趣旨

大阪市は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が「第30回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和2年11月24日開催）において実施を決定した、大阪市北区、中央区を対象にした酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等及び「第31回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和2年12月3日開催）において期間の延長が決定した休業要請等（以下これらの休業要請等を併せて「要請」という。）に応じた事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的に、大阪府と共同して、令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）（以下「協力金」という。）を支給します。

(2) 対象者（支給要件）

協力金支給の対象となるものは、次の①～⑤いずれにも該当する事業者とします。

- ①要請の対象区域内に施設（事業所）を有すること。ただし、令和2年11月26日までに当該施設を開業し、営業の実態があること。また、要請の対象施設（事業所）を運営（当該施設を自ら使用し、営業活動を行うこと。）しているものが、支給申請日又は支給決定日において倒産・廃業しているものでないこと。
- ②要請を受けた対象施設（事業所）を運営（当該施設を自ら使用し、営業活動を行うこと。）しており、次の一に掲げる期間において当該施設が該当する要請内容に応じた要請を遵守していること。ただし、要請を遵守した期間が一に掲げる期間に満たない場合であっても、二に掲げる期間において当該施設が該当する要請内容に応じた要請を遵守した場合に限り、本要件を充足するものとする。
 - 一 令和2年11月27日から令和2年12月15日までの全ての期間
 - 二 令和2年11月27日から令和2年12月11日までの全ての期間
- ③要請の対象施設（事業所）において、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」を遵守し、大阪府感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）の導入をしていること。ただし、本要件については、対象施設（事業所）が次に掲げる時までにはステッカーを導入した場合には、ステッカーの導入が令和2年11月28日以降であっても、本要件を充足するものとする。
 - 一 要請を遵守すべき期間（上記②二に掲げる期間を含む。以下同じ。）の全ての期間において営業時間短縮（5時～21時）を行った場合
 - ア 上記②本文の要件を充足するもの
令和2年12月15日
 - イ 上記②ただし書において②の要件を充足するものとされたもの
令和2年12月11日

二 要請を遵守すべき期間の全ての期間において休業を行った場合

当該施設の再開日又は協力金の支給申請日のいずれか早い日

- ④要請の対象施設（事業所）において、営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- ⑤大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

【参考】上記②・③の要件のまとめ

業態	要請を遵守した期間	要請を遵守した内容		
		全ての期間、休業	全ての期間、時短営業	全ての期間、休業または時短営業
下記の 1～10	令和 2 年 11 月 27 日から 令和 2 年 12 月 15 日まで	要請期間後、営業を再開した日、または、本協力金を申請する日のいずれか早い日までにステッカーを導入	令和 2 年 11 月 27 日までにステッカーを導入	要請期間中において、初回の時短営業を行った日までにステッカーを導入
下記の 11～14			令和 2 年 12 月 15 日までにステッカーを導入（※）	

ただし、要請を遵守した期間が令和 2 年 11 月 27 日から令和 2 年 12 月 11 日までの場合は、（※）部分について、「令和 2 年 12 月 11 日までにステッカーを導入」となります。

【参考】大阪府が休業・営業時間短縮を要請する施設

	対象	カテゴリー	要請内容
1	キャバレー、ダンスホール	接待を伴う飲食店	○業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設 ⇒ 休業を要請
2	スナック、ラウンジ		
3	ホストクラブ、キャバクラ		
4	1～3 以外の接待を伴う飲食店		
5	オーセンティックバー、ショットバー	酒類の提供を行う飲食店 （特措法施行令第 11 条第 1 項各号に掲げる施設）	○業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）している施設 ⇒ 営業時間短縮（5 時～21 時）を要請
6	スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー		
7	パブ、サロン		
8	ナイトクラブ、ディスコ		
9	5～8 以外の酒類の提供を行う飲食店		
10	酒類の提供を行うカラオケ店		
11	居酒屋、大衆酒場、ビアホール	酒類の提供を行う飲食店	営業時間短縮（5 時～21 時）を要請
12	専門店（寿司、麺類、焼肉など）		
13	レストラン、カフェ		
14	11～13 以外の酒類の提供を行う飲食店		

(3) 支給額

1 施設（事業所）あたり 58 万円

（ただし、要請を遵守した期間が令和 2 年 11 月 27 日から令和 2 年 12 月 11 日までの施設（事業所）については、1 施設（事業所）あたり 50 万円となります。）

※協力金の支給は、対象となる 1 施設（事業所）つき 1 回に限ります。

2 申請手続き等

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請となります。

郵送での申請も可能ですが、オンライン申請より支給まで時間を要します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

(1) 申請書類

次の書類を提出してください。詳しくは、別表を必ずご確認ください。

なお、令和2年8月の「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」を受給されたミナミの一部区域の施設（事業所）においては、申請者・対象施設（店舗）・振込先口座の情報に変更がない場合に限り、④、⑥、⑧～⑪の書類の提出を省略いただけます。

	オンライン申請	郵送申請
①	入力項目	支給申請書（様式第1号）
②		申請要件確認書（様式第2号）
③		誓約書（様式第3号）
④	本人確認書類の写し	
⑤	飲食店営業許可証の写し	
⑥	店舗名（屋号）がわかる外観の写真	
⑦	休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等	
⑧	大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真	
⑨	確定申告書の写し	
⑩	振込先口座の通帳の写し	
⑪	その他市長が必要とする資料等 （風俗店営業許可を必要とする施設（事業所）においては、 風俗店営業許可証の写し、など）	

※ ⑪については、申請や審査において、必要な書類がある場合は、事務局より提出を依頼させていただきます。

(2) 申請受付期間

令和2年12月16日（水）9時から令和3年1月29日（金）23時59分まで

(3) 申請方法及び注意事項

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請となります。

オンライン申請

次のサイトから申請できます。

申請にあたっては、大阪市行政オンラインシステムの利用者登録(事業者用)が必要になりますので、事前に登録を行ってください。

○利用者登録(事業者用)

(URL)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

※上記 URL よりアクセス後、ページ右上の「新規登録」より利用者登録
(「事業者として登録する」から登録)をお願いいたします。

○オンライン申請

(URL)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

利用者登録(事業者用)後、上記URLよりアクセスし、ページ右上の「ログイン」ボタンからログインのうえ、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」から、「令和2年11月及び12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を選択し、申請を開始してください。

※令和3年1月29日(金)23時59分までに送信を完了してください。

※締切直前は、オンライン申請のサイトが混み合うことが予想されますので、余裕をもって手続きしてください。

《注意事項》

- 申請内容に不足や不備があった場合は、時短協力金事務局(以下、「事務局」という。)より申請の差戻しを行いますので、事務局の依頼に従い、申請内容を修正のうえ、再度申請してください。
- 申請後、事務局より申請の差戻しが行われる前に、申請内容を修正されたい場合は、事務局より申請の差戻しを行いますので、事務局までご連絡ください。(申請者側で申請の取下げを行った場合、修正後の申請は、修正前の申請とは別の新規申請となりますので、ご注意ください)
- 審査後は、申請書類を一切返却しません。

オンライン申請以外の方法

郵送申請（郵送（レターパックライト）による受付）

申請に必要な書類を全て揃えて、次の宛先に「レターパックライト」で郵送してください。

※令和3年1月29日（金）の消印有効です。

【宛先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル オズ棟南館4階

大阪市経済戦略局 産業振興課（時短協力金事務局）

《郵送申請にあたって》

- 必ず「レターパックライト（*郵便物の追跡ができます）」で郵送してください。
- 郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- 現在（消費税増税後）の「レターパックライト」は370円です。消費税増税前に購入された「レターパックライト」をご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。

《注意事項》

- 申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、原則、全ての書類を事務局より返却します。
- 申請書類の一部のみを提出された場合も、原則、同様に返却します。
- 返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、「レターパックライト」で郵送してください。
- 申請書類が全て確認できれば、支給のための審査を行います。なお、審査後は、申請書類を一切返却しません。

申請に必要な書類等の入手方法

令和2年12月16日（水）以降、次の大阪市施設に配架します。

施設名	住所	開庁・開館時間
大阪市役所 市民情報プラザ 市役所1階南側	北区中之島 1-3-20	平日（月～金） 9時から17時30分 まで ※ただし、祝日及び年 末年始（12月29日 ～1月3日）は除き ます。
北区役所1階	北区扇町 2-1-27	
中央区役所1階	中央区久太郎町 1-2-27	
大阪産業創造館1階 （チラシ配架棚）	中央区本町 1-4-5	平日（月～金）・土 9時から22時まで 日・祝日 9時から17時30分 まで ※ただし、12月27日 （日）及び年末年始 （12月29日～1月 3日）は除きます。
梅田 サービスカウンター	北区梅田1丁目 大阪駅前ダイヤモンド 地下街2号 （ディアモール大阪B1）	平日（月～金） 9時から19時まで 土・日・祝 10時から19時まで ※ただし、年末年始 （12月29日～1月 3日）は除きます。
難波 サービスカウンター	中央区難波 1-9-7 （地下鉄なんば駅構内B1）	
天王寺 サービスカウンター	天王寺区堀越町 アベノ地下街6号 （あべちかB1）	

※上記施設では、当該協力金の詳細についてお答えいたしかねますので、
詳細については、次の問合せ先にお電話にてお問い合わせください。

(4) 問合せ先

時短協力金事務局

電話番号：06-6655-0711 または 06-6655-0820

開設時間：平日（月～金）・土 9時から17時30分まで

※日及び祝日、年末年始（12月31日～1月3日）は対応
していません。

3 協力金の支給

(1) 協力金の支給の決定及び通知

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは協力金を支給します。
- ・支給決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行います。

(2) 協力金の支給

- ・「時短協力金事務局」より、申請いただいた口座に振り込みます。

4 協力事業者の公表

申請者については、要請等に対して協力を表明していただいた事業者として、次の内容を大阪市ホームページ上にご紹介させていただきます。

【公表情報】

- ・対象施設名（店舗名または屋号等）
- ・対象施設の所在地（町丁目まで）

5 支給決定の取消し及び協力金の返還

協力金支給の決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、協力金の支給決定を取り消し、市長の指定する期日までに全額返金いただきます。なお、返還に要する費用は、支給を受けたものの負担とします。

6 調査等への協力

協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者及び支給決定者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者及び支給決定者はこれに応じる必要があります。

7 その他

- ・提出された申請等に不備があった場合、大阪市は申請者に不備解消について指示します。大阪市が指定する期限までに申請が再度行われなかった場合は、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- ・支給決定を行った後、申請等の不備による振込不能等があり、大阪市が確認等に努めたにもかかわらず申請等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により申請開始日から起算して3カ月後の月末までに協力金を支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- ・個人情報の取り扱いに関して、大阪市が事務の一部を委託する事業者並びに本協力金を共同実施する大阪府と共有します。（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）
- ・申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府の登録情報と照合します。（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）

- 申請で提出いただいた営業に関して必要な許認可等について、所管官庁等への申請情報等と照合します。（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請いただいた大阪府「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」の申請情報について、照合に同意いただいた場合に限り、大阪府の情報と照合します。（本協力金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 申請書類に記載された情報を、大阪市暴力団排除条例第 13 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
- オンライン申請に入力いただいた情報、ご提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。

申請書類について

○複数の対象施設（事業所）があり、複数の申請となる場合は、申請ごとに、全ての書類をご提出ください。

○令和2年8月の「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」を受給されたミナミの一部区域の施設（事業所）においては、申請者・対象施設（店舗）・振込先口座の情報に変更がない場合に限り、④、⑥、⑧～⑪の書類の提出を省略いただけます。

①支給申請書（様式第1号）

②申請要件確認書（様式第2号）

③誓約書（様式第3号）

上記①～③は、オンライン申請では入力項目となります。郵送申請の場合のみ、ご提出ください。

④本人確認書類の写し

法人代表者または個人事業主の本人確認書類（氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類）の写しを提出してください。

<例>運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、運転免許経歴証明書、在留カード、など

⑤飲食店営業許可証の写し

飲食店営業許可証の写しを提出してください。

（注）・許可日が令和2年11月26日以前のものに限ります。

（ただし、更新により、許可日が令和2年12月1日となっている場合は除きます。）

・有効期限が、経過していないものに限ります。

⑥店舗名（屋号）がわかる外観の写真

店舗名（屋号）がわかるような、店舗の外観の写真を提出してください。

（注）次のような写真は、原則、無効となります。

- ・店舗名（屋号）を確認できない写真
- ・店舗の扉のアップの写真（外観ではない写真）
- ・ビルの集合看板の写真

⑦休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等

要請期間の全ての期間において、休業または営業時間短縮（5時から21時まで）を行ったことを表す写真などを提出してください。

<例>・休業または営業時間短縮のお知らせのビラを、店舗に掲示している写真

- ・休業または営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

（注）実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（画像データだけの場合など）は、無効となります。

⑨大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真

登録した大阪府「感染防止宣言ステッカー」を、店舗に掲示している写真を提出してください。

(注) 次のような写真は、無効となります。

- ・店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
- ・別の店舗などのステッカーを掲示している写真

⑩確定申告書の写し

直近の確定申告書の写しを提出してください。

- ・法人の場合 … 直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」の写し
- ・個人事業主の場合 … 令和元年（2019年）分の「確定申告書B第一表」の写し

(注) ・申告したことが確認できるもの（税務署の受付印や、電子申告の受信通知などがあるもの）に限ります。

【直近の確定申告書の写しを提出できない場合】

- ・令和2年中に法人を設立、または、施設（事業所）を開設するなどにより、初回の確定申告の期限が到来していない場合は、次の書類を提出してください。
法人の場合 … 「法人設立設置届出書」の写し
個人事業主の場合 … 「開業届」の写し
- ・法人で、申告延長措置により、直近の事業年度の確定申告を行っていない場合は、前事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」の写しを提出してください。
- ・個人事業主で、令和2年中に、施設（事業所）を開設したが、他の施設（事業所）があるため、開業届を提出していない場合は、事業収入または事業所得が確認できる、令和元年（2019年）分の「確定申告書B第一表」の写しを提出してください。
(給与所得しか確認できない「確定申告書B第一表」の写しは、無効となります。)

⑪振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。

- ・通帳がある場合 … 1ページ目の見開き部分
- ・ネットバンキングで通帳がない場合 … 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面

(注) ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。（法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。）

- ・日本国内の口座に限ります。

⑫その他市長が必要とする資料等

①～⑩のほか、申請や審査において、必要な書類がある場合は、事務局より提出を依頼させていただきます。

<例> 風俗店営業業許可を必要とする施設（事業所）においては、風俗店営業許可証の写し

(注) ・有効な書類かどうかご不明な場合は、事前に、時短協力金事務局（06-6655-0711 または 06-6655-0820）まで、お問い合わせください。

- ・文字が不鮮明で読み取れない書類は、無効となりますので、ご注意ください。